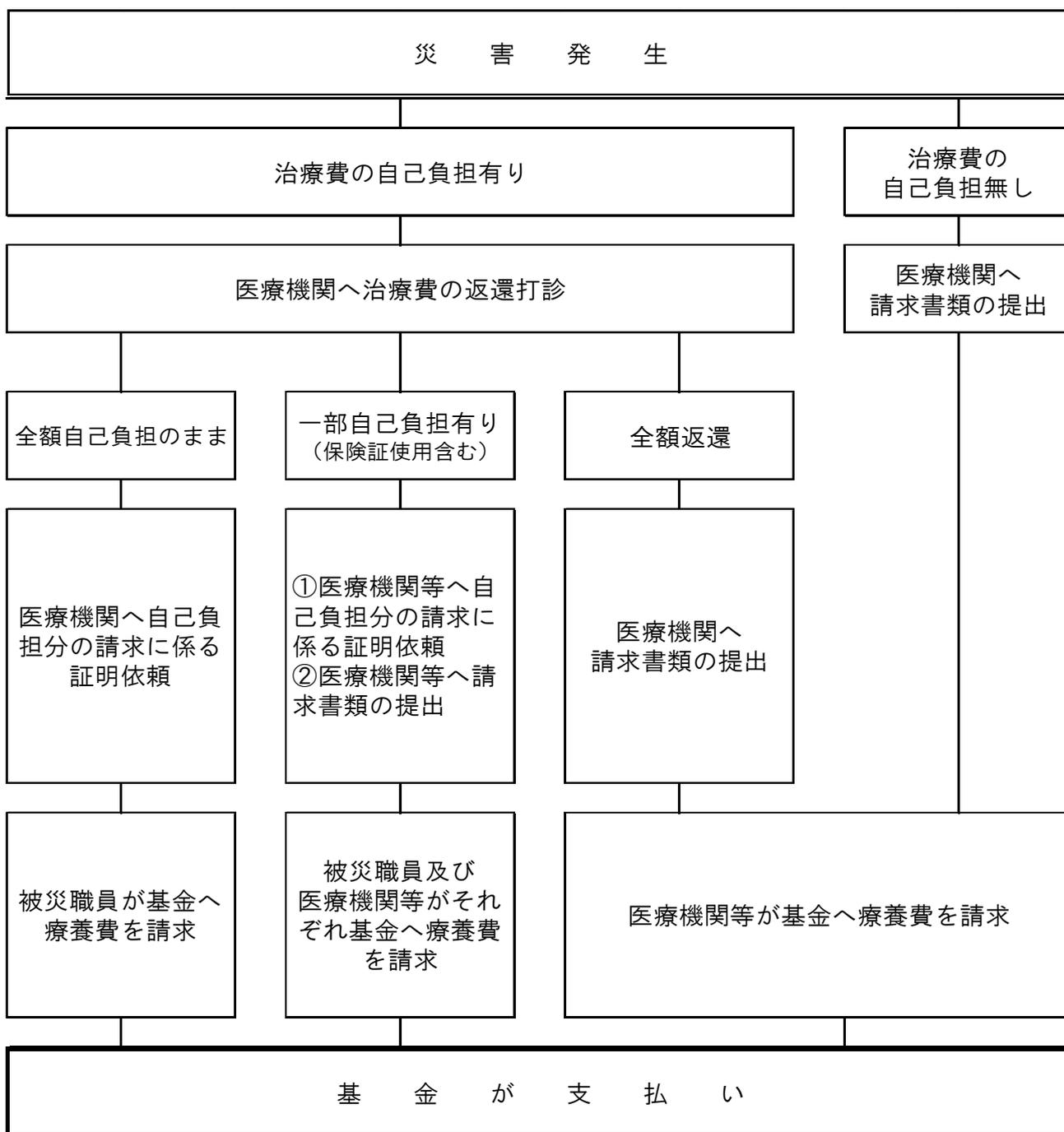


## 療養補償請求の流れ

療養補償を受けるためには、療養補償請求とは別に公務（通勤）災害の認定請求を行い、「公務上の災害」又は「通勤による災害」と認定されていることが必要です。

療養補償請求を受ける場合には、公務（通勤）災害の請求を行う予定であることを医療機関へ伝えてください。

なお、第三者加害事案において、相手方保険会社等から補償される場合には支払団体へ請求してください。（医療機関等へ基金請求用の様式は提出しないでください。）



※ 災害発生後、速やかに医療機関を受診してください。

※ 医療機関等へ提出する書類は別紙「療養補償請求の様式一覧」をご確認ください。